

倉敷市立短期大学における科学研究費補助金等の不正防止対策の基本方針

(平成29年10月25日学長決定)

倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針については、次のとおりです。

- 1 学内の責任体系を明確にします。
- 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備を行います。
- 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施をします。
- 4 研究費の適正な運営・管理活動に努めます。
- 5 情報の発信及び共有化を推進します。
- 6 実効性のある点検・監視を実施します。
- 7 教職員のコンプライアンス教育を進めます。